

公益社団法人全国柔道整復学校協会監修教科書
2025 年度 再版修正一覧表

『解剖学』 (p.1)

(岸 清・石塚 寛 編)

第2版第18刷(2024年1月)から第2版第19刷(2025年1月)への修正

『運動学』 (p.1)

(齋藤 宏・鴨下 博 編)

第2版第18刷(2024年1月)から第2版第19刷(2025年1月)への修正

『病理学概論』 (p.2)

(関根 一郎 著)

第3版第13刷(2024年1月)から第3版第14刷(2025年1月)への修正

『一般臨床医学』 (p.3)

(奈良 信雄・稲瀬 直彦・金子 英司 他著)

第3版第12刷(2024年1月)から第3版第13刷(2025年1月)への修正

『関係法規』 (p.4～6)

(前田 和彦 編著)

2024年版(2024年4月)から2025年版(2025年2月)への修正

『社会保障制度と柔道整復師の職業倫理』 (p.7～16)

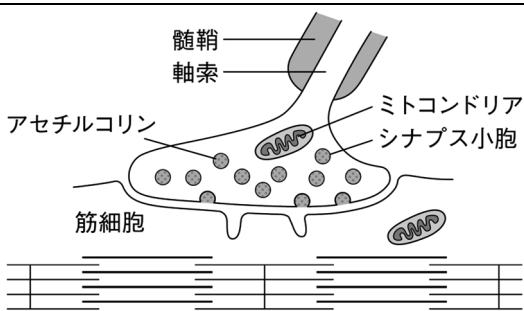
(川渕 孝一・長尾 淳彦・前田 和彦 著)

第1版第6刷(2024年1月)から第1版第7刷(2025年1月)への修正

2025年4月

医歯薬出版株式会社

『解剖学』

頁	行	項目	第2版第18刷（2024年1月） 該当箇所	第2版第19刷（2025年1月） 修正
219	図6・2	神経細胞（ニューロン）	「e. 偽単極性神経細胞」の図を「e. 神経筋接合部」として下図に差し替え  e. 神経筋接合部	
	5～6	a. 神経細胞（ニューロン）	下線部を追加	…次の細胞の興奮が起こる（図6・2d）. また、運動神経の末端が筋肉細胞に接続する部位を神経筋接合部という。この部位では軸索の末端部にアセチルコリンという化学伝達物質を含むシナプス小胞がある。電気的興奮が神経終末に達すると、そこからアセチルコリンが放出され筋細胞に受容されて筋の収縮が起こる（図6・2e）.
220	2	b. 神経細胞の種類	…ほとんどの細胞がこれに属する（図6・2e）	…ほとんどの細胞がこれに属する.

『運動学』

頁	行	項目	第2版第18刷（2024年1月） 該当箇所	第2版第19刷（2025年1月） 修正
35	4	(1) タイプI型筋線維	…ミオグロビン含量の多いタイプI型筋 <u>繊維</u> は、長くゆっくりとした…	…ミオグロビン含量の多いタイプI型筋 <u>線</u> 維は、長くゆっくりとした…

『病理学概論』

頁	行	項目	第3版第13刷（2024年1月） 該当箇所	第3版第14刷（2025年1月） 修正
27	下から8	2 死の判定	…判定基準を定めている（60頁、	…判定基準を定めている（59頁、
34	下から2	(1) 血友病	…男性10万人あたり約7人に見られる。	……男性10万人あたり1～2人に見られる。
44	下から3	D 高血圧症	下線部を追加	…がんと並ぶ生活習慣病の1つで患者数は約4,300万人いるとされ、40歳代以上では2人
46	下から6	2) 悪性高血圧症	下線部を追加	2) 悪性高血圧症（高血圧緊急症）
64	下から5	(2) 炎症メディエーター	下線部を追加	…I型アレルギー反応を惹起する（81頁参照）。
77	10～11	a. 後天性免疫不全症候群	…わが国では2018年までの累計で感染者・患者数は3万120人を超え、毎年新規感染者約1,000人、 新規患者数400人 と増加している。	…わが国では2022年までの累計で感染者・患者数は3万4,000人を超え、毎年新規感染者・患者数は約1,000人と増加している。
86	図8-1	下図に差し替え 資料 厚生労働省「人口動態統計」（令和5年は概数である） 注 死因分類はICD-10（2013年版）準拠（平成29年適用）による。 なお、平成6年まではICD-9による。		

『一般臨床医学』

頁	行	項目	第3版第12刷（2024年1月） 修正	第3版第13刷（2025年1月） 修正
18	下から6	a. 色調の変化	右心不全，心臓弁膜症，…	下線部を削除
138	下から15	8) 潰瘍性大腸炎	下線部を追加	…抗TNF α 製剤（レミケード [®] など），ヤヌスキナーゼ阻害薬，抗インターロイキン抗体などの薬剤で治療するが，…
139	9	9) クロウン病	下線部を追加	TNF α 製剤，ヤヌスキナーゼ阻害薬，抗インターロイキン抗体が用いられるようになり，…
163	6	(1) 細小血管障害	下線部を追加	…第3位である。毎年，約3,000人が糖尿病網膜症のために失明している。
	下から7～6		…2021年には15,271人が糖尿病腎症のため透析を開始し，糖尿病患者が全透析導入患者の39.6%であった。	…2022年には14,330人が糖尿病腎症のため透析を開始し，糖尿病患者が全透析導入患者の38.7%であった。
167	下から1	b. 脂質異常症	下線部を追加	・PCSK阻害薬，インクリシラン：スタチン系薬が無効の…
170	1	c. 肥満症	下線部を追加	…（セマグルチド）が用いられる。OTC薬としてアミラーゼ阻害薬（オルリスタット）が市販されている。糖尿病合併の場合は…
184	14	3) 原発性アルドステロン症	下線部を追加	…エブレレノン：セララ [®] ，エサキセレノン：ミネプロ [®] ）を投与する。
251	9～下から1	(6) 新型コロナウイルス感染症	9行目～下から1行目を以下の文章に差し替え	
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は2019年に中国に端を発し，その後世界中に感染が拡大しパンデミックとなり，その後の5年間の間に世界の感染者数は7億人，死者数は700万人を超えたが，正確な感染者数は把握できない状況となっている。 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に感染すると，発熱，咳，咽頭痛，倦怠感，頭痛，味覚障害，嗅覚障害など多彩な症状を認めるが，その一方で無症状の感染者も存在する。2020年から次々に流行を起こした武漢株，アルファ株やデルタ株による感染例では，肺炎を起こしやすく，血栓症やサイトカインストームの合併例も認められた。一方，2021年12月以降に世界の流行の主体となっているオミクロン株およびその系統に属するでは肺炎を起こすことはまれとなっており，致死率は低下した。しかし，高齢者や，高血圧，糖尿病，慢性呼吸器疾患，脂質異常症などの基礎疾患を有する症例で重症化しやすい。若年層は重症化する例はまれであるが，倦怠感や息切れ，咳，発熱，集中力・記憶力の低下など各種の後遺症が続く場合がある。 本疾患の診断にはPCR法などの遺伝子診断や抗原検出が用いられ，治療薬も抗ウイルス薬，免疫抑制薬，抗体薬など各種の薬剤が使用されている。ワクチンは主にmRNAワクチンが用いられてきたが，組み換えタンパクワクチンも接種できるようになった。 本ウイルスの感染対策で重要なのは飛沫およびエアロゾルに対する対策であり，マスクや目の保護（アイガードなどの着用），換気の徹底が重要である。接触感染に対してはガウン，手袋を着用し，必要なタイミングで手指衛生を実施する。 国内では当初，感染症法上の2類に分類されていたが，2023年5月8日より5類に移行した。これにより全数把握から定点把握となり，濃厚接触の扱いはなくなり，医療費やワクチンの公的支援も段階的に縮小や停止となっている。				

『関係法規』

頁	行	項目	2024 年版 (2024 年 4 月) 該当箇所	2025 年版 (2025 年 2 月) 修正
24	学習の ポイント	<u>D</u> 第 4 章 業務	学習のポイントの下に以下の文章を追加 ※本文中の「 <u>拘禁刑</u> 」の文言は、令和 7 年 (2025 年) 6 月より懲役と禁錮を廃止し、拘禁刑として一本化するものである。	
26	下から 13	3) 診療放射線の扱い	…違反すると 1 年以下の <u>懲役</u> 若しくは 50 万円以下の罰金に	…違反すると 1 年以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは 50 万円以下の罰金に
	下から 10		…違反すると 6 か月以下の <u>懲役</u> 若しくは 30 万円以下の罰金に…	…違反すると 6 か月以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは 30 万円以下の罰金に…
27	下から 10	3. 秘密を守る義務	…6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。	…6 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は 10 万円以下の罰金に処する。
37	14～15	1. 罪刑法定主義	…身体を拘束する自由刑 (<u>懲役</u> , <u>禁錮</u> , 拘留) と、 …	…身体を拘束する自由刑 (<u>拘禁刑</u> , 拘留) と、 …
	下から 13～6		下から 13 行目～下から 6 行目を以下の文章に差し替え ※ <u>拘禁刑</u> (刑法第 12 条, 第 14 条) 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、1 か月以上 20 年以下とする。拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。	
	下から 5～3		※有期の懲役および <u>禁錮</u> の加減の限度 (刑法第 14 条) 死刑または無期の懲役もしくは <u>禁錮</u> を減軽して有期の <u>懲役</u> または <u>禁錮</u> とする場合においては、その長期を 30 年とする。有期の <u>懲役</u> または <u>禁錮</u> を加重する場合においては…	※有期 <u>拘禁刑</u> の加減の限度 (刑法第 14 条) 死刑または無期 <u>拘禁刑</u> を減軽して有期 <u>拘禁刑</u> とする場合においては、その長期を 30 年とする。有期 <u>拘禁刑</u> を加重する場合においては…
38	3	1. 罪刑法定主義	下線部を追加	軽微な犯罪に科されるが、現状はあまり用いられていない。 <u>拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。</u>
	14～17		以前に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたことがないなどの一定の要件を備えている者が、3 年以下の <u>懲役</u> 若しくは <u>禁錮</u> 又は 50 万円以下の罰金の言渡しをうけたとき、情状により裁判が確定した日から 1 年以上 5 年以下の期間、刑の執行を猶予することができる。 注) 死刑, <u>懲役</u> , <u>禁錮</u> , 罰金, 拘留及び科料を主刑とし、…	以前に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたことがないなどの一定の要件を備えている者が、3 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 50 万円以下の罰金の言渡しをうけたとき、情状により裁判が確定した日から 1 年以上 5 年以下の期間、刑の執行を猶予することができる。 注) 死刑, <u>拘禁刑</u> , 罰金, 拘留及び科料を主刑とし、…

38	下から 6	1) 指定登録機関役員等の秘密保持義務違反	…1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰	…1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰
39	5	2) 指定登録機関又は指定試験機関の事務停止命令違反	…その違反行為をした役員又は職員は、1 年以下の懲役又は 50	…その違反行為をした役員又は職員は、1 年以下の拘禁刑又は 50
	7	見出し	3) 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられるもの	3) 1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処せられるもの
42	下から 5	1. 指定登録機関	…登録事務の停止命令にも違反したときは、1 年以下の懲役	…登録事務の停止命令にも違反したときは、1 年以下の拘禁刑
43	下から 2	2) 秘密保持義務	…違反すると、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の…	…違反すると、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の…
49	15	6) 医師国家試験の受験資格	下線部を追加	…卒業した者〔1 大学において、 <u>医学の正規の課程を修めて卒業した者において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの（第 17 条の 2 において「共用試験」という。）に合格した者に限る、また 2 厚生労働大臣は、前項第 1 項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。</u> 〕、医師国家試験予備
51	9	8) 医師でない者の医業禁止	医学を専攻する学生が大学が共用する試験として…	下線部を削除
58	3	4) 名称独占	…これに違反した者は、2 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の	…これに違反した者は、2 年以下の拘禁刑若しくは 50 万円以下の
	11～12		…これに違反した者は、2 年以下の懲役（令和 7 年 6 月 16 日までの刑法改正施行日より拘禁刑となる）若しくは 50 万円以下の…	下線部を削除
104	13	4. 介護保険法	13 行目の次に以下の文章を追加	
2024 年改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進を改正の基本とした。それは介護情報基盤の整備について、自治体や介護事業所、医療機関が一体となって必要な介護サービスを切れ目なく提供できるような地域包括ケアシステムの推進を目指すものとしている。				
106	13	1. 個人情報の保護に関する法律	下線部を追加	系的に構成したものとして政令で定めるもの したがってバラバラに収納されている名刺等は個人データベースとはならない。

112	改正年度	柔道整復師法	下線部を追加	平成 26 年 6 月 13 日同 第 69 号 令和 4 年 6 月 17 日同 第 68 号
123	第 26 条		違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。	違反した者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。
124	第 27 条		…1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	…1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	第 28 条		1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。	1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。
125～128	附則		125 頁の附則（昭和 63 年 5 月 31 日法律第 72 号）ならびに 127 頁の附則（平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）を以下の附則（令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に差し替え	

附 則（令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
（経過規定）

2 この法律の施行前に附則第 12 項の規定による改正前のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号。以下附則第 4 項から附則第 7 項まで、附則第 9 項、附則第 13 項及び附則第 16 項において「旧法」という。）の規定によりなされた柔道整復師の免許若しくは免許の取消し、柔道整復師の業務の停止、柔道整復師試験、柔道整復業に係る施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは修繕若しくは改造の命令又はその他の処分は、それぞれ、この法律の相当規定によりなされた免許、免許の取消し、柔道整復師の業務の停止命令、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 20 号）第 7 条の規定による改正前の第 3 条の柔道整復師試験、施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは改善命令又はその他の処分とみなす。

3 前項の場合において、この法律の相当規定により期間を定めなければならない処分であつて期間が定められていないものについては、この法律の施行後遅滞なく期間を定めなければならない。

4 旧法に基づき交付された柔道整復師免許証は、この法律の規定により交付された免許証とみなす。

5 旧法に基づくあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行令（昭和 28 年政令第 387 号。以下附則第 14 項において「旧施行令」という。）第 3 条の規定により作成された柔道整復師名簿は、第 6 条の規定により作成された柔道整復師名簿とみなす。

6 旧法の規定により厚生大臣が認定した柔道整復師に係る養成施設は、この法律の規定により厚生大臣が指定した柔道整復師養成施設とみなす。

7 この法律の施行前に旧法に基づくあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 44 号。以下附則第 8 項、附則第 13 項及び附則第 15 項において「旧施行規則」という。）第 23 条の規定によりなされた柔道整復師試験の受験の禁止は、第 13 条後段の規定によりなされた受験の禁止とみなす。

8 この法律の施行前に旧施行規則第 24 条の規定によりした届出は、第 19 条の規定によりした届出とみなす。

9 都道府県知事は、内地（旧法附則第 18 条に規定する内地をいう。以下この項において同じ。）以外の地で、その地の法令によつて、柔道整復術の免許鑑札を得た者であつて、昭和 20 年 8 月 15 日以後に内地に引き揚げたものに対しては、第 3 条の規定にかかわらず、昭和 65 年 3 月 31 日までは、その履歴を審査して、免許を与えることができる。

10 旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を修了した者又は厚生省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、第 12 条の規定の適用については、学校教育法第 47 条に規定する者とみなす。

11 旧中等学校令による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第 12 条第 1 項の規定の適用については、学校教育法第 90 条第 1 項の規定により大学に入学することのできる者とみなす。

『社会保障制度と柔道整復師の職業倫理』

頁	行	項目	第 1 版第 6 刷（2024 年 1 月） 該当箇所	第 1 版第 7 刷（2025 年 1 月） 修正
2	図 1-1	『社会保障って、なに？』ワークシート	下線部を追加	（厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000051481.html より）
5	1	<u>1</u> 公的年金の意義	下線部を追加	<u>1</u> 公的年金制度の意義と仕組み
	14	<u>2</u> 公的年金制度の仕組み	<u>2</u> 公的年金制度の仕組み	見出しを削除
	下から 10		…高齢者世帯の収入の約 7 割を占めるようになっており、高齢者のみならず	…高齢者世帯の収入の 6 割を超えており（国民生活基礎調査）、高齢者のみならず
6	9～17	a. 国民年金と厚生年金	9 行目～17 行目を、「 <u>2</u> 労災保険・雇用保険の意義と仕組み」として以下の文章に差し替え	
<u>2</u> 労災保険・雇用保険の意義と仕組み 労災保険（労働者災害補償保険）は勤め人等の業務上（および通勤時）の傷病等への保障であり、健康保険（後述）による被用者本人の業務外傷病への保障と対をなす。健康保険法発足当初は業務上、業務外を問わず健康保険から給付されていたが、昭和 22（1947）年の労災保険法施行とともに業務上傷病は労災保険へと移行した。内容は手厚く、「療養（補償）給付」では医療機関で治療した際の医療費が全額給付（労災指定医療機関では患者自己負担なし、指定外の医療機関では患者が一旦全額負担して後日払い戻し）される。療養のため仕事を休むと休業 4 日目から「休業（補償）給付」として、直前 3 か月の 1 日当たり平均賃金の 8 割の所得保障を受け取れる。また、保険料は会社等の雇い主が全額を負担する。なお、公務員には別途、税を財源とする災害補償制度があり、補償内容は労災保険とほぼ同様である。 このほか、雇用保険は勤め人が失業した際の所得保障を主に担っている。コロナ禍ではその重要性が再認識された。				
6	下から 5～4	<u>3</u> 介護保険の意義と仕組み	…負担を求めることになった。通常、介護保険は 40～64 歳の会社員らが保険料を納めるが、今般の見直しでは主に大企業に勤める高中所得者の…	…負担を求めることになった。今般の見直しでは 40～64 歳の会社員らが納める介護保険料は、主に大企業に勤める高中所得者の…
7	7	<u>4</u> 社会福祉・公的扶助・公衆衛生の意義と仕組み	居費、病気の治療費などを支給している。…	居費、医療サービスなどを支給している。…
	下から 6	<u>1</u> 医療保険の目的と意義	…疾病、負傷、死亡、 <u>分娩（正常な分娩を除く）</u> に対して、…	…疾病、負傷、死亡、 <u>出産</u> に対して、…
8	7		具体的には医療機関の窓口で保険証を提示することで、原則として、…	具体的には医療機関の窓口に設置された顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードをかざすことにより、オンラインで保険資格が確認され（マイナンバーカードの非保有者等は保険者から交付される資格確認書を窓口で提示して）、原則として、…

8	下から 6	a. 国民医療費の定義	…③固定した身体障害者のために必要とする…	下線部を削除
	下から 4		国民医療費は 45 兆円を超えたが、そのうちの患者負担は 12%に <u>すぎない</u> 。	国民医療費は 46 兆円を超えたが、そのうちの患者負担は 12%に <u>満たない</u> 。
9	15	b. 国民医療費の現状	3 (2021) 年度で 45 兆 359 億円となっている。	4 (2022) 年度で 46 兆 6,967 億円となっている。
	17～18		…令和 3 年度は 35 万 8,800 円となっている。	…令和 4 年度は 37 万 3,700 円となっている。
	下から 14～13	…7%台に達した。令和 3 年度は 8.18%となっている。	…7%台に達した。令和 4 年度は 8.24%となっている。	
	下から 9	c. 保険料率と消費税	…税金であり、令和 2 年度では国と地方を合わせて 16.4 兆円を計上した。税	…税金であり、令和 4 年度では国と地方を合わせて 17 兆 6,837 億円を計上した。税
	下から 2		…その結果、健康保険の料率もこの 5 年間で平均 2～3%程度上が <u>ったが</u> 。	…その結果、健康保険の料率も <u>上昇傾向にあり</u> 。
11	保険診療の概念図		下図に差し替え	
	図 1-2 <pre>graph TD A[被保険者
(患者)] -- "① 保険料(掛金)の支払い" --> B[医療保険者] B -- "② 診療サービス
(療養の給付)" --> A A -- "③ 一部負担金の支払い" --> C[保険医療機関等
(病院、診療所、調剤薬局等)] C -- "④ 診療報酬の請求" --> D[審査支払機関
(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)] B -- "⑤ 審査済の請求書送付" --> D D -- "⑥ 請求金額の支払い" --> B D -- "⑦ 診療報酬の支払い
(公定価格に基づく)" --> C</pre>			
	5～13	b. 保険診療の仕組み	② 保険者は被保険者に健康保険被保険者証を交付する。 ③ 被保険者は、病気やけがをした場合、… ④ 被保険者は、診療サービスを受けた際、… ⑤ 保険医療機関は、診療報酬(医療費から)… ⑥ 審査支払機関は、医療機関からの請求を審査したうえで、… ⑦ 保険者は、審査支払機関に… ⑧ 審査支払機関は、保険医療機関に…	② 被保険者は、病気やけがをした場合、… ③ 被保険者は、診療サービスを受けた際、… ④ 保険医療機関は、診療報酬(医療費から)… ⑤ 審査支払機関は、医療機関からの請求を審査したうえで、… ⑥ 保険者は、審査支払機関に… ⑦ 審査支払機関は、保険医療機関に…
	下から 6	c. 2つの審査機関	前項⑥～⑧の審査とは、…	前項⑤～⑦の審査とは、…

12	下から 1		より、組合健保全体の約 <u>3</u> 割は赤字基調となっている。…	より、組合健保全体の約 <u>5</u> 割は赤字基調となっている。…
13	1	a. 赤字基調の保険者	令和 <u>2</u> 年度で <u>9.22%</u> (労使合計)。…	令和 <u>5</u> 年度決算見込みで <u>9.27%</u> (労使合計)。…
	10		下線部を追加	…無職者が約 45% (国保実態調査報告) と財政基盤が…
	14～15		…令和 <u>2</u> 年度における保険料(税)調定額は、1 世帯当たり <u>15.1</u> 万円…	…令和 <u>4</u> 年度における保険料(税)調定額は、1 世帯当たり <u>14.8</u> 万円…
	下から 1～次頁 4	b. 医療費の三面分析	…つながっていない。令和元年度の被保険者数は <u>1,803</u> 万人、医療費は <u>17 兆 562</u> 億円、1 人当たり医療費は <u>95 万円</u> となっている。ちなみに後期高齢者と後期高齢者以外を比較すると、1 人当たりの診療費で約 4 倍もの差が生じている。この要因を、入院、入院外別に三面分析すると老人と老人以外では入院の受診率の差が約 <u>6</u> 倍と著しく高くなっている。	…つながっていない。令和 4 年度の被保険者数は <u>1,874</u> 万人、医療費は <u>17 兆 8,379</u> 億円、1 人当たり医療費は <u>95 万 1,767 円</u> となっている (後期高齢者医療事業年報)。ちなみに後期高齢者と後期高齢者以外を比較すると、1 人当たりの診療費で <u>4.0</u> 倍もの差が生じている。この要因を、入院、入院外別に三面分析すると老人と老人以外では入院の受診率の差が <u>6.0</u> 倍と著しく高くなっている (厚生労働省ホームページ「医療保険に関する基礎資料」)。
14	12	a. 療養の給付	下線部を追加	…1 カ月間の診療をまとめて診療報酬明細書 (通称「レセプト」) に記入し、…
	下から 8		下線部を追加	…行った治療に応じて初診料や入院日数に応じた…
15	2～6	b. 診療報酬の 2 つの“顔”	2 行目～6 行目を以下の文章に差し替え ちなみに、令和 6 年度の柔道整復師の改定率は 0.26%。本改定に伴い、明細書交付機能付きレセプトコンピュータを備える施術所では明細書交付が義務化された。また、昨今の物価上昇や賃上げ、医療 DX 対応 (マイナンバーカード等によるオンライン資格確認の義務化) のため、電療料と初検料が引き上げられた。その一方で、長期かつ頻回の施術には一定の制限が加えられることとなった。	
	10～11	c. 療養費払い	…実施上の留意事項等について (平成 30 年 5 月 24 日付保医発 0524 第 1 号) には、「療養費の…	実施上の留意事項等について (通知) (平成 9 年 4 月 17 日保険発第 57 号; 平成 30 年 5 月 24 日保医発 0524 第 1 号による改正) には、「療養費の…
	14		については、打撲・捻挫の部の所定料金により…	下線部を削除

22	2	a. 柔道整復療養費の歴史	2 行目の次に以下の文章を追加	
		令和 6（2024）年 6 月からは、初検料、電療料が引き上げられた。また、同年 10 月より、後療料、温電法料、冷電法料および電療料の長期・頻回受療に係る料金の通減制の導入や、患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加、明細書交付義務化対象施術所の範囲拡大等が行われた。 なお、令和 6 年 4 月からは、受領委任における資格確認の方法にオンライン資格確認が位置付けられており、同年 12 月 2 日より受領委任を行っている施術所については義務化された。		
23	下から 8	c. 柔道整復療養費の支給対象	務経験 3 年間（令和 4 年度現在）と研修の受講を必要とした。…	下線部を削除
24	下から 2	<u>3</u> 柔道整復療養費の推移	…4,085 億円をピークに、令和 <u>3</u> （ <u>2021</u> ）年度は <u>2,905</u> 億円と 3,000 億円	…4,085 億円をピークに、令和 <u>4</u> （ <u>2022</u> ）年度は <u>2,791</u> 億円と 3,000 億円
25	表 2-1	柔道整復療養費の推移	令和 4 年度として以下の数値を追加 国民医療費：466,967 対前年度伸び率：3.7% 柔道整復：2,791 対前年度伸び率：－3.9%	
	下から 2	<u>4</u> 療養費の算定	定項目（令和 <u>4</u> 年 6 月 1 日現在）。)	定項目（令和 <u>6</u> 年 6 月 1 日現在）。)
	表	a. 柔道整復師の施術に係る療養費の料金	（表内 2 行目） <u>1,520</u> 円	（表内 2 行目） <u>1,550</u> 円
29	下から 6	3 打撲・捻挫の部	れぞれ 75 円又は <u>30</u> 円を加算する。	れぞれ 75 円又は <u>33</u> 円を加算する。
	6～7		…100 分の <u>80</u> に相当する額により算定する。	…100 分の <u>75</u> に相当する額により算定する。
30	7	7 行目の次に以下の文章を追加 ただし、初検日を含む月（ただし、初検の日が月 16 日以降の場合にあつては、当該月の翌月）以降の連続する 5 か月以上の期間において 1 月につき 10 回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた場合は、当該連続する 5 か月の翌月以降に行う施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について、所定料金（備考 3. により算定されたものを含む。）の 100 分の 50 に相当する額により算定する。この場合において、所定料金の 100 分の 50 に相当する額と、所定料金の 100 分の 75 に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の 100 分の 50 に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。		
	下から 1	下から 1 行目の次に以下の文章を追加 9. 患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書は無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書は無償で患者に交付した場合は、令和 6 年 10 月 1 日以降の施術分から明細書発行体制加算として、月 1 回に限り、10 円を算定する。		

32	5～10	5 行目～10 行目を以下の文章に差し替え
		(4) 長期・頻回施術の場合の算定方法 ア 長期に係る減額措置及び長期・頻回に係る減額措置については、各部位ごとにその初検日を含む月（ただし、初検の日が月の 16 日以降の場合にあっては当該月の翌月）から起算するものとする。 イ 部位ごとの算定の過程において 1 円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下 1 桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする。 ウ 長期・頻回の施術については、所定料金の 100 分の 50 に相当する額と、所定金の 100 分の 75 に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の 100 分の 50 に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。 ただし、柔道整復師が扱う脱臼、打撲及び捻挫が国の公費負担医療制度の受給対象となる場合は、患者からの特別な料金の徴収について認められないものである。 エ 患者から特別な料金を徴収しようとする場合は、患者への十分な情報提供を前提として、当該特別な料金に係る施術の内容、料金等を施術所内の見やすい場所に明示するものとする。 オ 特別な料金の設定については、施術所単位で同一のものとし、例えば柔道整復師ごと、又は患者ごとに異なった料金の設定は行わない。 カ 当該施術を行い、患者から特別な料金を徴収した場合は、その旨を施術録に記載しておく。
33	下から 11	下から 11 行目の次に以下の文章を追加
		エ 当該負傷の日が月の 15 日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の 16 日以降に後療が行われない場合には、当該月について 2 回を限度に算定できるものである。 オ 当該負傷の日が月の 16 日以降の場合には、当該月については算定は認められない。 カ 1 日における柔道整復運動後療料は、各種運動を行った部位数、回数を考慮しないものである。 キ いわゆるストレッチングについては、柔道整復運動後療料を認められない。 ク 柔道整復運動後療料の算定となる日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載する。
	下から 5	下から 5 行目の次に以下の文章を追加（本冊子次頁へ続く：イ～エ） イ 明細書発行体制加算は、同月内においては 1 回のみ算定できること。なお、患者の求めに応じて明細書を 1 ヶ月単位で交付する場合は、一部負担金の支払いを受けた当該月又は翌月に明細書を交付することになるが、ある月に複数月分の明細書を 1 ヶ月単位で交付した場合であっても、明細書発行体制加算は同月内においては 1 回のみ算定に限る。 ウ 「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号）」別添 1 別紙の 20 又は別添 2 の 20 において明細書の無償交付が義務化されている施術所以外の施術所（以下「明細書交付義務化対象外施術所」という。）であって、明細書を有償で交付する施術所は、速やかに、レセプトコンピュータ設置の有無及び当該レセプトコンピュータの明細書交付機能の有無及び明細書を有償で交付する施術所である旨等について、別紙様式 3 の 1 II（明細書有償交付の実施に関する届出）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出る。 なお、当該届出を行った明細書交付義務化対象外施術所が、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始するときは、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、その旨を別紙様式 3 の 1 III（明細書有償交付の実施（変更）等に関する届出）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出る。

33	下から 5	エ 厚生労働省においては、ウの別紙様式 3 の 1 II の届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月 10 日頃までに、明細書を有償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。 なお、ウの別紙様式 3 の 1 III の届出に基づき、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始するときは、届出が行われた日の属する月の翌月 10 日頃までに厚生労働省のホームページから当該施術所名等を削除する。			
34	下から 7～1	下から 7 行目～下から 1 行目を以下の文章に差し替え（i. は削除） なお、保険者又は市町村（特別区を含む）が支給する療養費又は医療費の額は、10 円未満の四捨五入を行わない額であることから、患者に交付する領収証や明細書に記載された一部負担金の合計額と柔道整復施術療養費支給申請書に記載された一部負担金の合計額が異なる場合がある。			
35～41	事例 1	a. 施術録への記載と支給申請書作成	35 頁～41 頁の日付部分を以下のとおり修正（曜日は 40 頁～41 頁） <table><tr><td>令和 5 年 6 月 6 日（火） 6 月 9 日（金） 6 月 12 日（月） 6 月 16 日（金） 6 月 19 日（月） 6 月 23 日（金） 6 月 26 日（月） 6 月 29 日 6 月 30 日（金）</td><td>令和 6 年 6 月 6 日（木） 6 月 10 日（月） 6 月 12 日（水） 6 月 17 日（月） 6 月 19 日（水） 6 月 24 日（月） 6 月 26 日（水） 6 月 28 日 6 月 29 日（土）</td></tr></table>	令和 5 年 6 月 6 日（火） 6 月 9 日（金） 6 月 12 日（月） 6 月 16 日（金） 6 月 19 日（月） 6 月 23 日（金） 6 月 26 日（月） 6 月 29 日 6 月 30 日（金）	令和 6 年 6 月 6 日（木） 6 月 10 日（月） 6 月 12 日（水） 6 月 17 日（月） 6 月 19 日（水） 6 月 24 日（月） 6 月 26 日（水） 6 月 28 日 6 月 29 日（土）
令和 5 年 6 月 6 日（火） 6 月 9 日（金） 6 月 12 日（月） 6 月 16 日（金） 6 月 19 日（月） 6 月 23 日（金） 6 月 26 日（月） 6 月 29 日 6 月 30 日（金）	令和 6 年 6 月 6 日（木） 6 月 10 日（月） 6 月 12 日（水） 6 月 17 日（月） 6 月 19 日（水） 6 月 24 日（月） 6 月 26 日（水） 6 月 28 日 6 月 29 日（土）				
36	記載例	柔道整復施術療養費支給申請書	本冊子 13 頁に差し替え		
38		施術録（裏面）	本冊子 14 頁に差し替え		
42～48	事例 2	a. 施術録への記載と支給申請書作成	42 頁～48 頁の日付部分を以下のとおり修正（曜日は 47 頁～48 頁） <table><tr><td>令和 5 年 10 月 5 日（木） 10 月 7 日（土） 10 月 10 日（火） 10 月 11 日（水） 10 月 14 日（土） 10 月 16 日（月） 10 月 21 日（土） 10 月 25 日（水）</td><td>令和 6 年 10 月 5 日（土） 10 月 7 日（月） 10 月 10 日（木） 10 月 11 日（金） 10 月 15 日（火） 10 月 16 日（水） 10 月 21 日（月） 10 月 25 日（金）</td></tr></table>	令和 5 年 10 月 5 日（木） 10 月 7 日（土） 10 月 10 日（火） 10 月 11 日（水） 10 月 14 日（土） 10 月 16 日（月） 10 月 21 日（土） 10 月 25 日（水）	令和 6 年 10 月 5 日（土） 10 月 7 日（月） 10 月 10 日（木） 10 月 11 日（金） 10 月 15 日（火） 10 月 16 日（水） 10 月 21 日（月） 10 月 25 日（金）
令和 5 年 10 月 5 日（木） 10 月 7 日（土） 10 月 10 日（火） 10 月 11 日（水） 10 月 14 日（土） 10 月 16 日（月） 10 月 21 日（土） 10 月 25 日（水）	令和 6 年 10 月 5 日（土） 10 月 7 日（月） 10 月 10 日（木） 10 月 11 日（金） 10 月 15 日（火） 10 月 16 日（水） 10 月 21 日（月） 10 月 25 日（金）				
43	記載例	柔道整復施術療養費支給申請書	本冊子 15 頁に差し替え		
45		施術録（裏面）	本冊子 16 頁に差し替え		
46		プロブレムリスト	R5/11/5 R5/11/11 R5/11/7 R5/11/16	R6/10/5 R6/10/11 R6/10/7 R6/10/16	

(裏 面)

月／日	初検料 時間外 休日 深夜 初検時相談支援料 再検料 往療料	整復料 固定料 施療料 金属副子等 柔道整復 運動後療料 明細書発行 体制加算	後療料	冷電法料 温電法料	電療料	合 計	一 部 負担金	整復・施療等の施術経過所見		
6/6	1,650	13,813		冷 85		15,548	1,554	別紙：次頁からプロブレ ムリストを用いた記載の 一例を示す		
6/7	410		850	冷 85		1,345	130			
6/10			850	冷 85		935	90			
6/12			850	冷 85		935	90			
6/17			850	75	33	958	100			
6/19			850	75	33	958	100			
6/24			850	75	33	958	100			
6/26		1,000	850	75	33	1,958	200			
6/29		320	850	75	33	1,278	130			
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
① 6 月	合計 回数	回	合計 金額	24,873 円	一部負担 金 額	2,488 円	請求 期間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日	請求 金額	22,385 円
	合計 回数	回	合計 金額	円	一部負担 金 額	円	請求 期間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日	請求 金額	円
	合計 回数	回	合計 金額	円	一部負担 金 額	円	請求 期間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日	請求 金額	円
請 求 年 月 日		① 年 月 日			② 年 月 日			③ 年 月 日		
領 収 年 月 日		① 年 月 日			② 年 月 日			③ 年 月 日		

実例 2 の記載例

(様式第 5 号)

柔道 整復 施術 療養費 支給 申請 書

令和 6 年 10 月分

都道府県番号		施術機関コード		保険者番号 0000000000												記号・番号 00000000											
公費負担者番号①		公費負担医療の受給者番号①		1.協2.組3.共		1.単2.本人		8.高一		10.9		1.協2.組3.共		1.単2.本人		8.高一		10.9									
公費負担者番号②		公費負担医療の受給者番号②		4.国5.退6.後期		2.2併3.3併		4.六歳5.家庭		0.高7		給付割合		8.7													
被保険者氏名 世帯主・組合員の受給者住所		氏名 ○藤 ○太		住所 E市南町1-1																							
療養を受けた者の氏名		生年月日		負傷の原因・業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因による																							
○藤 ○一		1男 1明2大 2女 3昭4平5令00年0月0日																									
負傷名		負傷年月日		初検年月日		施術開始年月日		施術終了年月日		実日数		転帰															
(1) 右足関節捻挫		6・10・3		6・10・4		6・10・4		6・10・25		9		治療・中止・転医															
(2)		・		・		・		・				治療・中止・転医															
(3)		・		・		・		・				治療・中止・転医															
(4)		・		・		・		・				治療・中止・転医															
(5)		・		・		・		・				治療・中止・転医															
経過												請求区分		新規・継続													
施術日		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																									
初検料 1,550 円		初検時相談 100 円		往療料 km 回 円		金属調子等加算 円		施術情報提供料 円		明細書発行体制加算 円		計		2,070 円													
加算(休日・深夜・時間外) 円		再検料 410 円		加算(夜間・難路・暴風雨雪) 円		柔道整復運動後療料 円				10 円																	
整復料・固定料・療料		(1) 760 円		(2) 円		(3) 円		(4) 円		(5) 円		計		760 円													
部位		通減 %		通減開始月日		後療料 円 回 円		冷電法料 85 円 回 円		温電法料 75 円 回 円		電療料 33 円 回 円		計 円		多部位計 円		長期計 円									
(1)		100		—		505 8 4,040		1 85		6 450		6 198		4,773		—		4,773									
(2)		100		—												—											
(3)		60		—												0.6											
(4)		60		—												0.6											
(5)		100		—												—											
摘要																											
合計																7 6 0 3 円											
一部負担金																		3 割 円									
請求金額																5 3 2 2 円											
金属調子等加算日		1 回目 日		2 回目 日		3 回目 日		柔道整復運動後療料加算日		日 日 日 日 日		※															
支払区分		預金の種類		金融機関		銀行 本店 支店 本・支所		フリガナ口座名称 口座番号		登録記号番号		協 00000000 — 0 — 0															
1:振込		1:普通																									
2:銀行送金		2:当座																									
3:当地払		3:通知																									
4:別段		4:別段																									
上記のとおり施術したことを証明します。																											
令和 6 年 10 月 25 日																											
所在地 〒000-0000 A市西町1-1																											
施術所名称 B接骨院																											
電話 000-000-0000																											
柔道整復師氏名 〇川〇男																											
受取代理人への委任の欄																											
上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委任します。																											
令和 6 年 10 月 25 日																											
住所(上記住所欄と同じ)																											
被保険者																											
世帯主																											
組合員																											
受給者																											
この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入できない場合には、代理記入の上、押印してください。																											

備考 この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

(※は保険者使用欄)

(裏 面)

月／日	初検料 時間外 休日 深夜 初検時相談支援料 再検料 往療料	整復料 固定料 施療料 金属副子等 柔道整復 運動後療料 明細書発行 体制加算	後療料	冷罫法料 温罫法料	電療料	合 計	一 部 負担金	整復・施療等の施術経過所見		
10/4	1,650	770		冷 85		2,505	752	別紙：次頁からプロブレ ムリストを用いた記載の 一例を示す		
10/5	410		505			915	280			
10/7			505			505	150			
10/10			505	75	33	613	180			
10/11			505	75	33	613	180			
10/15			505	75	33	613	180			
10/16			505	75	33	613	180			
10/21			505	75	33	613	180			
10/25			505	75	33	613	180			
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
① 10月	合計 回数	回	合計 金額	7,603 円	一部負担 金 額	2,281 [※] 円	請求 期間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日 日間	請求 金額	5,322 円
② 月	合計 回数	回	合計 金額	円	一部負担 金 額	円	請求 期間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日 日間	請求 金額	円
③ 月	合計 回数	回	合計 金額	円	一部負担 金 額	円	請求 期間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日 日間	請求 金額	円
請 求 年 月 日			① 年 月 日			② 年 月 日			③ 年 月 日	
領 収 年 月 日			① 年 月 日			② 年 月 日			③ 年 月 日	

※実際の窓口での一部負担金は四捨五入となるので支給申請の金額とは異なる。